

令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 敬老会

社会福祉法人敬老会 令和2年度事業計画書

法人の理念

方針

- 一、地域社会にねぎし、信頼され、愛される福祉施設をめざす。
- 一、利用者様の安全、安心、満足度の向上を継続的に図る。
- 一、職員ひとりひとりの資質・能力を高め、最善の介護サービスを提供する。

目標

- ・みんなのアイディアで職場環境を改善しサービスを向上しよう
- ・プロ意識の向上

施設理念

1. 笑顔で挨拶、やさしい言葉をかけましょう

- (1) 挨拶は自分の方から明るい声で言いましょう
- (2) 名前を呼んでやさしい声かけをしていきましょう

2. 親切で思いやりのある態度で接しましょう

- (1) 入所者の方から言われる前に直ちに関わり 助けようとする姿勢が大切です
- (2) 同じことを何度も繰り返し聞かれた時、わかり易く丁寧にお答えいたしましょう
- (3) 一人一人の個性を大切にし、その人のペースに合わせましょう
- (4) 心身の状態を常に観察し、変化を早めにとらえ 適切な対応をしていきましょう

3. 今日も一日 元気で頑張りましょう

法人の経営方針

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者様の意向を尊重して総合的に提供されるよう、利用者様が個人の尊重を保持しつつ、自立した生活を地域社会で営むことが出来るよう支援する。

法人の事業

第一種社会福祉事業

- ・介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム シルバーハイツ宮崎」

第二種社会福祉事業

- ・老人短期入所事業
- ・認知症対応型共同生活介護

公益事業

- ・福祉有償運送

事業方針

I 満足度の向上

利用者様に満足いただけるサービスの提供に努める

II 各委員会の設置

令和元年度より新体制となった委員会活動をより充実させ、また具体化し、事業の活性化を図る。

III サービスの質の向上

- ・ご利用者様のご要望を積極的に取り入れて、排泄ケア及び口腔ケアに重点を置いた介護サービス計画書を策定し、適切なサービス提供を行っていく。
- ・介護サービス計画書に則り、個々のニーズに即した具体的なサービスを提供し、生活の自立向上を図っていく。
- ・ご利用者様の機能訓練を通し、生活の自立向上を目指す。
- ・ご利用者様に満足していただける行事等を提供していく。
- ・理念に基づいた、上質のサービスが提供できるよう「業務マニュアル」の充実を図り、職員ひとりひとりが理解し、実践できるよう努める。

IV 施設と地域社会の交流

- ・ボランティアを積極的に受け入れ、地域社会との繋がりを深めていく。
- ・近隣の保育所、小学校、中学校との交流を促進し、地域交流の場を広げていく。

- ・「はなみずきカフェ」の計画的開催により、地域の方に、介護にかかわる身近な講座を提供し、気軽に雑談をする場と時間を設け、地域に貢献していく。
- ・広報紙やホームページに、施設の内容等をお知らせする事により、施設への理解を深めていただく。(情報提供及び公開)

V法人事業の周知及び情報公開

- ・ホームページを活用することにより、法人事業の周知及び情報公開を図っていく。また、4月よりホームページのリニューアルをし、情報発信の充実と、対象者を考慮したページ作成に焦点をあてる。

VI災害時における危機管理対策

- ・所管消防署等の協力を得て、訓練内容の充実や日常的啓発を図り、地震や火災、又は水害等の非常時におけるご利用者様の安全確保に努める。(地域連携)
- ・令和元年度より発足した「防火防災委員会」の活動をより活発し、訓練や研修を充実させる。

理事会・評議員会の開催

令和2年度における理事会及び評議員会を下記の予定で開催する。

5月	監事監査	
5月	理事会	令和元年度事業報告及び決算報告等
6月	定時評議員会	令和元年度事業報告及び決算報告
10～12月		中間報告、補正予算等(必要に応じて)
3月	理事会	令和3年度事業計画、収支予算 <u>評議員選任・解任委員会開催について</u>

令和2年度事業計画骨子

2020年は、2021年の介護保険制度改正に向けて、審議が進められる。①介護予防・健康づくりの推進、②保険者機能の強化、③地域包括ケアマネシステムの推進、④認知症施策の総合的な推進、⑤持続可能な制度の構築・介護現場の革新の五つの柱から、見直しを図られる。今年度はこれらを踏まえた的確な情報の収集など、制度改正前の準備期間として重要な1年となる。

働き方改革においては、「働きやすい職場」「ずっと働きたいと思える職場」を目指す。

介護職員の処遇改善を図ると同時に「チームリーダーを担う介護福祉士の育成」、「介護サービスの質の向上を図る取り組みの強化」、「役職クラスのマネジメントの力量を高める」これらを実行していく。

①自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

・要介護状態による必要なサービスを提供し、有する能力に応じ自立した日常生活を営む支援を図り、重度化防止に資する。

・外部リハビリ専門職との連携

・褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価

②多様な人材の確保と生産性の向上

・介護人材の確保は重要な課題であるが、サービスの質や働き方改革との関係に留意しつつ、専門性に応じた人材の有効利用やロボット技術・ICTの計画的活用。

③介護サービス適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高めるため、評価の適正化・重点化や、報酬体系の簡素化を進めていく事が必要であり見直しを図る。

以上の概要を充分理解し、当法人事業においても将来的な新規加算の取得に向けサービスの向上を図ることとする。

運営方針

1. 満足度の高い施設作り

ご利用者様およびご家族様から喜ばれる施設作りを目指す。地域特性のニーズ等を十分把握し、顧客確保に努め、効率的運営を行っていく。

2. 職員の処遇

職員が事業に邁進できるよう処遇改善に努める。また、職員によりサービス提供に格差が生じないように各種マニュアルを整備し随時見直す。

3. 協力医療機関との連携

相木病院、丹原歯科との連携により、医療面の充実、保健、医療、福祉の一体運営を目指す。

4. 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご利用者様の個人情報保護に努める。

5. リスクマネジメント

ヒヤリハットを集計・分析し、リスク軽減とヒューマンエラー防止を徹底する。

6. 充当資金の確保

昨年に引き続き修繕費等に予算執行が見込まれるので、設備機器の老朽化に備え充当資金の確保を図る。

7. 経費削減

試算により削減が見込まれているため、電力自由化に伴い、令和2年4月より電力会社を変更する。

実施計画

特別養護老人ホーム介護サービス実施計画

ご利用者様の身体的・精神的・社会的自立を高め、生きがいのある生活を送って頂けるように、ケアプランの充実を図りつつ、個別ニーズに応じてサービスが提供できるよう努めてゆくものとする。

1. ケアプランの策定

ケアプラン策定は、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、相談員兼介護支援専門員と協議検討の上設定し、更に各フロア単位で各職員に周知徹底を図るものとする。

2. 介護サービス計画

- ・ADLの拡大とQOLの向上
ADLの把握、個別機能訓練の実施
- ・地域社会との交流
- ・ご利用者様の医療的管理
- ・ご利用者様の栄養管理及び豊かな食生活の充実

3. 介護サービス計画

委員会設置目的及び組織構成

各委員会で委員長を決定し、各々の課題に取り組んでいく。

それぞれの委員会において年度における目標を設定し、取り組む (PDCA)

委員会名	活動目的	活動内容
事故防止委員会	リスクケアマネジメント	ヒヤリハット・事故報告書分析等
喀痰吸引(口腔内・鼻腔内)・胃ろう安全対策委員会	痰の吸引等が必要な方の事故防止	安全管理体制とリスクマネジメントの対応策等
防火・防災委員会	防火・防災訓練	避難訓練の計画、実行等
感染対策委員会	衛生管理について	感染予防対策及び発生時の対応の立案等
安全衛生委員会	職場環境の整備、職員の安全衛生	職場の巡視、健康診断、ストレスチェック実施等
教育委員会	職員研修、資格取得	研修計画及び実施、新人職員の育成計画等
入所判定委員会	入所の公平性と透明性の確保	入所判定基準に基づき入所順位名簿を作成等
第三者委員会	苦情への適切な対応	第三者委員の方への報告、話し合い

		等
用度委員会	物品購入管理	日々の購入管理、業者評価等
サービス向上委員会	広報、業務改善	広報誌の発行、ホームページ作成・更新等、施設の課題検討等
介護技術向上委員会		
褥瘡委員会	褥瘡防止について	褥瘡予防及び発生時の対応等
虐待防止委員会	虐待防止について	虐待の定義について研修等
身体拘束適正化検討委員会	身体拘束廃止の現状と改善	身体拘束についての研修等
排泄委員会	排泄パターンの把握	利用者様の排泄パターンの把握等
口腔ケア委員会	口腔ケアによる健康維持	口腔ケアのサポート等
認知症ケア委員会	認知症の理解	認知症に関する研修等
入浴委員会	安全と清潔を保つ活動	入浴機器の点検等

4. クラブ活動

ご利用者様の生活の質の向上を目指し、「生きがい」作りを目指していく。

活動内容

- ・生け花クラブ

5. リハビリテーション

ご利用者様の状態把握に努め、生きがいのある生活を送っていただけるように関連部署との連携を密にし、生活向上が図れるように支援していく。また、ケアプラン策定に対してのアプローチを行う。

個別機能訓練が必要なご利用者様に対しては、個別に訓練を実施することで、次の目標が達成できるよう努め、策定ケアプランが効果的に反映されるよう努める。

6. 行事について

令和2年度より、納涼祭の規模を縮小し「納涼会」とし、9月に敬老会を兼ねた家族交流を目的とした行事を検討する。入所者様、ご家族様、職員との交流を図り、更なる満足度の向上を目指す。

短期入所生活介護サービス実施計画

介護保険法による短期入所生活介護事業者の指定申請に基づき、次の事業を実施する。

- (1) ご利用者様のニーズをよりの確に把握し、リピーターの確保に努めると共に、稼働率 95%以上を目標に事業を推進していく。
- (2) 地域ニーズを反映し、利用者様獲得を行っていくが、同時に介護予防の動向、及びニーズを踏まえて、柔軟に対応していく。
- (3) 個人情報保護に関する法律、及び介護保険法について職員に周知徹底を図っていく。
- (4) 契約締結にあたって、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進める。
- (5) ご利用者様が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うと共に、各関係機関との連携を図る。
- (6) 短期入所生活事業での送迎に関しては、安全の徹底を図り、事業全体として取り組んでいく。

認知症対応型共同生活介護サービス実施計画

認知症になって自立した生活が困難になった利用者様に対して家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活が送れることができるように支援する。ご本人の希望・意思を尊重し、その方の立場に立ったサービスの提供に努める。

福祉有償運送サービス実施計画

介護を必要とする高齢者や障害のある方などいわゆる、「移動制約者」を対象とした有償運送サービスであり、地域の方から依頼があった場合、送迎スケジュールを管理し、有償にて送迎する。令和2年3月15日より3年間の登録を許可された。